

熊本県公報

第11927号
平成22年7月23日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（三角加入区）
..... (団体支援総室) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定（玉東町）..... (森林保全課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定（氷川町）..... (") 2
- 指定居宅サービス事業者からの廃止の届出..... (高齢者支援課) 2
- 指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出..... (") 3
- 指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出..... (") 4
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 5
- 道路の供用開始..... (") 5
- 道路の供用開始..... (") 6
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見
..... (商工振興金融課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出..... (") 6
- 農業振興地域の区域の変更..... (農地・農業振興課) 7
- 農業振興地域の区域の変更..... (") 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出..... (商工振興金融課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出..... (") 9
- 県有財産の売却..... (管財課) 10
- 県営土地改良事業の工事完了公告..... (農村計画・技術管理課) 10
- 建設業法第29条の2の規定に基づく監督処分..... (監理課) 10
- 球磨郡山江村又ヶ野における入会林野整備計画の認可..... (林業振興課) 11
- 県営土地改良事業計画の決定..... (農村計画・技術管理課) 12
- 登 載 依 頼
- 熊本県労働委員会あっせん員候補者名簿..... (労働委員会) 12

告 示

熊本県告示第749号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
三角加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
宇城市三角町戸馳4283番地 坂本 勝蔵
宇城市三角町郡浦464番地 田代 龍也
宇城市三角町三角浦308番地90 木村 誠
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
三角町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成22年7月23日から平成22年8月6日まで
- 5 縦覧場所
三角町漁業協同組合

熊本県告示第750号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたの

で、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名郡玉東町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに玉東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第751号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代郡氷川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに氷川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第752号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ひかわヘルプサービスセンター 八代郡氷川町野津977番地	特定非営利活動法人相愛 合の会	平成18年3月31日
うさぎ倶楽部 菊池市隈府874番地8	有限会社うさぎ倶楽部	平成22年4月30日
指定訪問介護事業所桃の花 八代市鏡町両出1327番地1	有限会社八代河内石材	平成22年4月30日
ホスピタ訪問介護ステーション 熊本市御幸笛田七丁目13番21号	医療法人桜十字	平成22年5月31日

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日
訪問看護ステーションぎんなん 熊本市榎木一丁目3番70号	医療法人社団上野会	平成22年7月1日
本庄内科病院 熊本市新外三丁目9番1号	医療法人弘生会	平成22年7月15日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
デイサービスセンターライトケア 天草市今釜新町3709番地	有限会社ライトケア・コーポレーション	平成22年4月30日
ホスピタ通所介護 熊本市御幸笛田七丁目13番地21号	医療法人桜十字	平成22年5月31日
ヒューマンライフケア細工町の湯 熊本市細工町三丁目7番2号細工町ハイツ1階	ヒューマンリソシア株式会社	平成22年6月30日

(通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日

(短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ジャパン介護サービス 熊本市本山一丁目6番地9	ジャパン介護サービス株式会社	平成22年5月31日

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日

熊本県告示第753号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、同法第85条の規定により公示する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
天草市立牛深市民病院指定居宅介護支援事業所 天草市牛深町3050番地	天草市	平成22年4月1日
あおば 熊本市出町2番15号	医療法人社団青葉会	平成22年6月1日

熊本県告示第754号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
指定訪問介護事業所桃の花 八代市鏡町両出1327番地1	有限会社八代河内石材	平成22年4月30日
ホスピタ訪問介護ステーション 熊本市御幸笛田七丁目13番21号	医療法人桜十字	平成22年5月31日

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日
訪問看護ステーションぎんなん 熊本市榆木一丁目3番70号	医療法人社団上野会	平成22年7月1日
本庄内科病院 熊本市新外三丁目9番1号	医療法人弘生会	平成22年7月15日

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
デイサービスセンターライトケア 天草市今釜新町3709番地	有限会社ライトケア・コーポレーション	平成22年4月30日
ホスピタ通所介護 熊本市御幸笛田七丁目13番地21号	医療法人桜十字	平成22年5月31日
ヒューマンライフケア細工町の湯 熊本市細工町三丁目7番2号細工町ハイツ1階	ヒューマンリソシア株式会社	平成22年6月30日

（介護予防通所リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日

（介護予防短期入所療養介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
ジャパン介護サービス 熊本市本山一丁目6番地9	ジャパン介護サービス株式会社	平成22年5月31日

（介護予防訪問リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者名	廃止年月日
福田医院 菊池郡大津町大字大津1210番地5	医療法人福田会	平成22年6月1日

熊本県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年7月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡甲佐町大字糸田字塔ノ木 559番1地先から 同所 547番地先まで	前	16.0 ～ 22.2	73.6	廃道
			後	13.8 ～ 22.0		
主要地方道	熊本田原坂線	熊本市太郎迫町 21番2地先から 同所 521番地先まで	前	11.2 ～ 16.4	334.0	活力基盤（交安） （交差点改良）
			後	11.2 ～ 16.4		
				14.9 ～ 40.0	319.0	

2 区域を変更する期日 平成22年7月23日

熊本県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年7月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木字葉木 92番8地先から 同所 92番2地先まで	59.0	緊道整B防災 （落石防護工）
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字柳 4561番1地先から 同所 4555番1地先まで	84.0	緊道整B防災 （落石防護工）
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町中谷ろ字中谷原 2068番3地先から 同所 2072番4地先まで	62.8	単防災 （自） （落石防護工）

2 供用を開始する期日 平成22年7月23日

熊本県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年7月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領線	天草市五和町城河原一丁目字稗木場 3541番1地先から 同所 3037番4地先まで	122.0	単橋改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年7月23日

公 告

熊本県公告第423号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成22年2月16日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により人吉市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロッキ一人吉店
人吉市瓦屋町字典子1713-1ほか

2 人吉市の意見の概要

- (1) 当該所在地はT字路交差点に面し、近辺には学校等があり、通行する学生、児童等が多いので、各駐車場から車両が道路に出る際に確実に歩車道の安全が確保できるような駐車場の構造にしていきたい。
- (2) 防犯面を考慮し、道路に面した箇所に、防犯灯の設置及びその維持管理を要望する。

- (3) 土地利用上の総合的な見地から、水環境の保全を図るため地下水汚染等の防止に十分留意されたい。なお、都市計画区域において5,000平方メートルを超える土地の売買が発生する場合には、国土利用計画法第23条に基づく届出が必要となるので留意されたい。

- (4) 騒音規制法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び熊本県生活環境等の保全に関する条例等環境保全に関する法令の規定を遵守し、所在地周辺の生活環境に配慮し、次のことに留意されたい。

ア 造成・建築工事に当たっては、騒音、振動、粉塵、周辺水路の汚濁等の防止、廃棄物の適正な処理に努めること。

イ 騒音規制法、振動規制法及び熊本県生活環境等の保全に関する条例に定める特定建設作業を実施する場合及び特定施設を設置する場合は、所定の届出書を提出すること。また、規制基準を遵守すること。

ウ 開業後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、事業活動に伴い生じた廃棄物を適正に保管・処分すること。

- (5) 日照権や雨水問題に関しては、誠意を持った対処をされたい。また、大規模小売店舗立地法に基づき周辺地域の生活環境保持に配慮されたい。

3 上記意見を提出する理由

店舗近隣に事業所や住宅街があることから、周辺環境に留意する必要があるため

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び球磨地域振興局総務振興課
平成22年7月23日から平成22年8月23日まで

熊本県公告第424号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ熊本インター店
熊本市御領六丁目288番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、当該大規模小売店舗において小売業を行う者の
名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄	北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年3月10日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,790平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 183台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物内東側 53台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 104平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 49立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側及び南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成22年7月9日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成22年7月23日から平成22年11月23日まで

熊本県公告第425号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により玉名市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農業振興地域名

新	玉名農業振興地域
旧	玉名農業振興地域、岱明農業振興地域、横島農業振興地域、 天水農業振興地域

- 2 範囲
玉名市岱明町大字開田、西照寺、古閑、上、三崎、庄山、下前原、下沖洲及び扇崎、横島町大字大園、横島及び共栄並びに天水町大字野部田、竹崎、部田見、尾田及び立花の全域（別図に定める範囲）、玉名市大字岩崎、秋丸、河崎、築地、山田、小浜、滑石、大浜町、小島、千田川原、小野尻、川島、北牟田、青野、南坂門田、中坂門田、北坂門田、田崎、寺田、大倉、向津留、下、安楽寺、津留、上小田、下小田、川部田、山部田、玉名、両迫間、富尾、石貫、溝上、青木、箱谷、月田、伊倉北方、伊倉南方、片諏訪、横田、宮原及び三ツ川、岱明町大字野口、中土、大野下、山下、高道、浜田及び鍋並びに天水町大字小天の一部（別図に定める範囲）
- 3 規模
14,305ヘクタール
（別図省略）
- 4 区域の変更を必要とする理由
市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。
- 5 関係図面

熊本県農林水産部農業振興局農地・農業振興課及び玉名市農林水産政策課にて縦覧に供する。

熊本県公告第426号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により御船町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農業振興地域名
御船農業振興地域
- 2 範囲
御船町大字御船、豊秋及び陣の全域並びに大字辺田見、滝川、小坂、高木、水越、滝尾、木倉、七滝、上野及び田代の一部（別図に定める範囲）

3 規模

新	5,759ヘクタール
旧	5,755ヘクタール

（別図省略）

- 4 区域の変更を必要とする理由
自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当と認められるため、農業振興地域を拡大する。
- 5 関係図面
熊本県農林水産部農業振興局農地・農業振興課及び御船町経済振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第427号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3169番2及び同3169番4
1,138.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市錦ヶ丘18番24号
大和ハウス工業株式会社 熊本支店

熊本県公告第428号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターサンコー東町店
熊本市東町二丁目1番15号
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	変更前	変更後
駐車場No. 1	建物A棟西側 116台	(変更なし) 125台
駐車場No. 2	建物B棟北側及び西側 99台	(変更なし) 116台
駐車場No. 3	建物敷地北側 91台	(変更なし) 110台
駐車場No. 4	建物敷地北側 10台	廃止
駐車場No. 5	建物敷地北側 35台	廃止

収容台数合計（変更なし）	351台	351台
--------------	------	------

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
小売業者名 株式会社ホームセンターサンコー（建物A棟ホームセンターサンコー東町店）
変更前 午後8時
変更後 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場No.1及び駐車場No.2
変更前 午前7時から午後8時30分まで
変更後 午前7時から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 数 7箇所
位置 建物敷地北側及び西側（計3箇所）
建物敷地北側駐車場No.3南東側
建物敷地北側駐車場No.4南側
建物敷地北側駐車場No.5東側及び南側
変更後 数 4箇所
位置 建物敷地北側及び西側（計3箇所）
建物敷地北側駐車場南側
- 3 変更する年月日
平成22年7月1日
- 4 変更する理由
営業政策のため
- 5 届出年月日
平成22年6月30日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
(2) 縦覧期間
平成22年7月23日から平成22年11月23日まで

熊本県公告第429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
本山ショッピングプラザ
熊本市本山町字原萩143-1
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
小売業者名 株式会社ホームセンターサンコー
変更前 午後8時
変更後 午後10時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 駐車場No.1及び駐車場No.2
変更前 午前7時から午後9時30分まで
変更後 午前7時から午後10時30分まで
イ 駐車場No.3
変更前 午前7時から午後9時30分まで
変更後 午前7時から午後10時まで
- 3 変更する年月日
平成22年7月1日
- 4 変更する理由
営業政策のため
- 5 届出年月日
平成22年6月30日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成22年7月23日から平成22年11月23日まで

熊本県公告第430号

県有財産を次のとおり売却する。
平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

- (1) 所在 熊本市黒髪五丁目12番1
地目 宅地 地積 6,811.45平方メートル (公簿・実測)
- (2) 所在 熊本市黒髪五丁目8番2
地目 山林 (公簿) 地積 42.23平方メートル (実測)
- (3) 最低売却価格 192,000,000円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122

4 入札期日及び場所

平成22年9月28日 (火) 午前11時
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室

5 開札期日 入札終了後即時

6 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成22年9月17日 (金) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
- (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

8 契約締結期限

平成22年10月12日 (火) 午後5時

9 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

10 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法 (昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則 (昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先 熊本県総務部管財課 (電話096-333-2122)

熊本県公告第431号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道 路	上島中央 (天草市、 上天草市、 荅北町)	昭和57年12月1日	平成22年2月26日	熊本県

熊本県公告第432号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条の2第1項の規定に基づく処分を行っ

たので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日
平成22年7月13日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 株式会社新和
熊本市花園5-4-24
代表取締役 山口 和久
熊本県知事許可(般、特-19)第01158号
 - (2) 有限会社堀本土木
八代市豊原下町4423
代表取締役 堀本 里美
熊本県知事許可(般-18)第07300号
 - (3) 光進電気工事株式会社
熊本市小山2-4-40
代表取締役 酒井 光明
熊本県知事許可(般-17)第12378号
 - (4) 株式会社三和開発
熊本市花園5-4-24
代表取締役 山口 和久
熊本県知事許可(般-18)第13028号
 - (5) 有限会社エクシオ平島
熊本市八王寺町16-48
代表取締役 平島 富士雄
熊本県知事許可(般-17)第15028号
 - (6) 有限会社中生建設
熊本市新南部5-5-51
代表取締役 中村 勲
熊本県知事許可(般-18)第15127号
 - (7) 株式会社都技建
熊本市大窪5-5-34
代表取締役 都甲 厚雪
熊本県知事許可(般-19)第15385号
 - (8) 有限会社岩本組
熊本市健軍3-37-8
代表取締役 岩本 正一
熊本県知事許可(般-19)第15396号
 - (9) 有限会社五色工房
熊本市小山2-4-21
代表取締役 山本 五井
熊本県知事許可(般-17)第16033号

3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記業者については、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成22年5月7日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。

5 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。)を以て、この処分があることを知った日(当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内(なお、この処分があったことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しを提起することができなくなる。)

熊本県公告第433号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第11条第1項の規定により、球磨郡山江村に事務所を置く又ヶ野入会林野整備組合代表者中山休から申請のあった又ヶ野入会林野整備計画を平成22年7月15日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第一の宮地区土地改良事業（農業用排水施設、暗きょ排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営第一の宮地区土地改良事業（農業用排水施設、暗きょ排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年7月26日から平成22年8月20日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

登載依頼

熊本県労働委員会告示第2号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成22年7月23日

熊本県労働委員会会長 石橋洋

氏名	現職
石橋 洋	熊本県労働委員会会長
津留 清	熊本大学大学院法曹養成研究科教授
倉田 榮喜	熊本県労働委員会会長代理 弁護士
藤野 芳太郎	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
池上 恭子	熊本県労働委員会公益委員 株式会社熊本日日新聞社役員待遇中期計画推進室長
椎葉 武文	熊本県労働委員会労働者委員 全九州産交運輸労働組合執行委員長
手嶋 一弘	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会会長
田北 尚勝	熊本県労働委員会労働者委員 全日通労働組合熊本県支部執行委員長
上田 淳	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会事務局長
前平 亜希子	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部特別執行委員
西田 進一	熊本県労働委員会使用者委員 西田鉄工株式会社代表取締役社長
岩永 邦子	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社鶴屋百貨店非常勤顧問
沼田 吉輝	熊本県労働委員会使用者委員 白鷺電気工業株式会社代表取締役社長
大城 由加里	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社レイメイ藤井本店管理部部長
中川 幸生	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事

坂 田 憲 久	熊 本 県 労 働 委 員 会 事 務 局 長
吉 富 寛	熊 本 県 労 働 委 員 会 事 務 局 審 査 調 整 課 長
古 閑 陽 一	熊 本 県 商 工 労 働 局 労 働 雇 用 課 長